

2025

見本市等出展支援事業

国内外問わず、自社製品・技術力などを広く紹介するために開催される見本市、フェア、展示会などに出席する経費の一部を補助します。

補助対象者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。 ・ 製造業または情報通信業のうちソフトウェア業を営んでいること。 ・ 区内に本社または主たる事業所を有する中小企業、または区内に事業主の住所がある個人事業主。 ・ 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。 ・ 法人住民税（個人事業主の場合は特別区民税）を滞納していないこと。
補助要件	・ 補助を受けようとする年度内に見本市等へ出展し、経費の支出を行うこと。 ・ 同一の見本市等を対象として、北区以外から経費の補助を受け、または交付決定を受けていないこと。 ・ 前年度に当補助金の交付を受けていないこと。 ・ 自社の製品、技術等を出展するものであること。 ・ 出展する見本市等の主目的が一般消費者への物品販売や有料の体験イベント等ではないこと、または自社開催ではないこと。
補助対象経費	・ 出展料・ブース代 ※当年度出展分について前年度中に支払った経費も対象。 ※申請者が見本市主催者に直接支払った経費であること。 ・ 搬入搬出経費 ※運送業者へ支払った経費であること。 ・ 展示装飾費 ※ポスター・チラシ等の製作費その他の広告宣伝費は対象外 ・ 渡航費用 ※海外における見本市等の場合のみ ※消費税等の間接経費は対象外です。
補助限度額	25万円 ※海外見本市の場合は30万円
補助率	2分の1
件数	国内：20件程度 海外：2件程度 ※いずれも先着順
補助対象期間	2026年2月27日まで（見本市等の会期終了後に申請書を提出してください） ※出展が3月となる場合は、必ず事前にご相談ください。
申請書類	・ 交付申請書・事業収支報告書 ・ 企業概要…会社案内、自社HP等（会社設立年月、資本金又は従業員数を記載） ・ 見本市等への出展が確認できるもので、出展者として社名等が明記されたもの 例：出展企業一覧、会場マップ、チラシ、開催概要など ・ 直近の法人住民税（個人事業主の場合は特別区民税・都民税）の納付が確認できる 納税証明書、又は非課税証明書 ・ 補助対象経費の支出明細書及び支払いが確認できる書類（領収書、銀行振込明細書、ネットバンキング等の写し） ・ 返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し切手を貼ったもの） ⇒A4サイズの交付決定通知書を三つ折り一枚お送りします。

お申し込みの流れ



東京都北区 産業振興課 商工係
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL：03-5390-1235 FAX：03-5390-1141
詳しくは北区HPをご覧ください。→

